

## 一八二八年三条地震における民衆と民家の被害

矢田 俊文

### はじめに

文政十一年十一月十二日（一八二八年十二月一日）に越後で発生した地震の激震地域は信濃川流域の平野部で、その震央は三条市付近（東経一三八・九度、北緯三七・六度）と推定されている。

鈴木牧之の「永代庚申帳」によると、潰家（全壊家屋）は、三条町が二、四一八軒、与板町三〇五軒とあり、この地震による三条町・与板町の被害が大きかったことがわかる。三条町・与板町に被害が大きかったのは、これらの町の人口が多かったためである。

しかし、被害が大きい場所が震源域というわけではない。例えば、与板町下町の潰家（皆潰、全壊家屋）の比率は〇パーセント、中町の比率は八・八パーセントであった。与板町では、町場が拡大するなかで地盤の弱い土地にも家を建てるようになり、そのような地点で被害が集中した。与板町全体の家屋被害は三〇・四パーセントであったが、下

町・中町などと与板町の中心地の被害はきわめて小さいため、与板町が震源域であったとは考えられない。

三条町東方の地盤の良い丘陵地帯も家屋被害率は低い。しかし、地盤がよいにも関わらず家屋被害率が高いのは、長岡藩栃尾組の椿沢村ほか六か村が所在する見附市東山丘陵である。東山丘陵は活断層が通っている地域である。この地が三条地震の震源域に含まれることは間違いないだろう。

これらのことは、村ごとの家数と皆潰・半潰等の家屋被害数が記される確かな史料によって導き出された結果である。確かな史料を丹念に読み込んでいけば、以上の家屋被害率だけではなく、さまざまなことが明らかになる。

本稿では、新発田藩への死亡報告書を読むことで、地震被害の実態を明らかにしていきたい。

## 一 地震直前の生活

新潟市立新津図書館架蔵小泉蒼軒文庫には、表紙に「文政度地震変事御糺答書」と書かれた帳に所収された文書の一つに、新発田藩中之島組の死亡報告書がある。この死亡報告書の全文は末尾に掲げた(史料1)。史料1には、説明の都合上、各家の報告ごとに番号を振っている。

史料1は、一八二八年十一月十二日地震の際に新発田藩中之島組<sup>③</sup>の村々の被害状況を家ごとに書き上げ、藩に提出したものである。史料には居宅の損壊状況や死人・怪我人の状況などが記されている。史料1に出てくる村の場所は第1図に示した。

史料1の1丸山興野の与右衛門の報告は、次のようなものであった。

家族は六人。十二日朝、皆が炉端に集まっていた。大地震によって居宅が揺れ潰れ、家族は残らず家の下になった。私は隙間より這い出て茶の間の壁を破ったところ、母を初めとしてみな壁などの下になっていたので壁

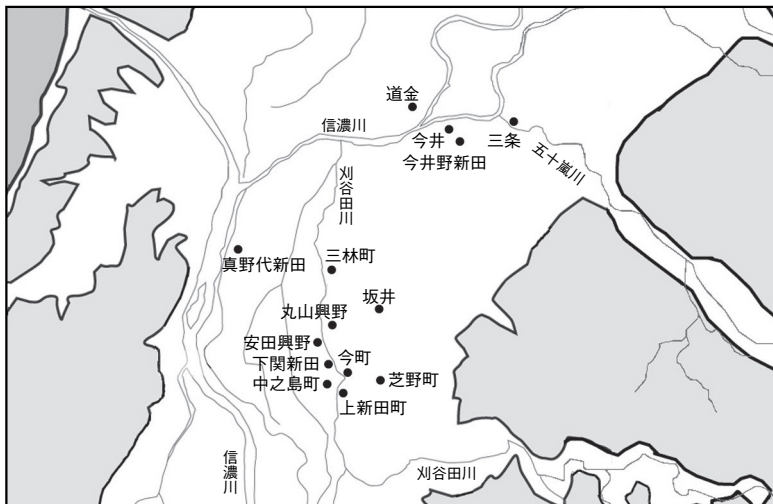
をよけて助け出した。怪我はなかった。しかし、三歳の与八は柱の下になり、全身の骨が砕け即死した。

丸山興野の与右衛門家の家族は六人で、地震が起こる直前、十一月十二日朝は皆が炉端に集まっていたことがわかる。また、家族全員、家の下敷きになり、三歳の子が柱の下敷きになり即死したことがわかる。

史料1の2下関新田の間脇与六の報告も見てみよう。

家族七人。十二日朝飯の後、私と伴与五郎・二男門四郎は庭で稲こなしをし、妻と女子りも(娘十四歳)は、茶の間で糸を取り、四歳の女子は側で遊んでいた。大地震になり、逃げ出す間もなく、家は揺れ潰れ、家族全員、潰家の下になったが、手前の軒下が少し明いたのでみなそこから這い出した。しかし娘りも見えないので屋根をまくって捜したところ、さしの下にいたので、地形の土を掘って引き出し介抱したが、すでに息がなかった。

下関新田の間脇与六家の家族は七人で、地震が起きる前にはすでに朝食をすませ、与六は伴と二男の三人で稲こなし(脱穀)をしており、妻と十四歳の娘は茶の間で糸を取っていたこと、そして、四歳の子はそのそばで遊んでいたことがわかる。さら



第1図 1828年三条地震による死亡者の分布(越後国新発田藩中之島組)

に、家族全員、潰れた家の下敷きになり、娘りもは、さしの下敷きになり死亡したことがわかる。

庭で稲こなしをしていた時に家の下敷きになったわけだから、この庭は屋外の庭ではなく、屋内にある作業場としての庭である。与六の子のうち、男は与六とともに稲こなしをしていた。また、十四歳の娘は母親とともに糸を取っていた。このように、朝食が終わると子どもは親とともに働いていた。ただ、四歳の子どもは遊んでいた。子どもといっても、年齢の違いで、働く者と遊ぶ者がいたのである。

以上みたのは史料1の1と2の事例であるが、死亡報告書を丹念に読むと、一八二八年の越後蒲原郡地域の民衆の生活を復元することができる。特に地震が起きる直前の朝食前後の民衆の生活を読みとることができる。このように見ていくことによって、次のような一八二八年の越後蒲原郡地域の民衆の生活、十一月十二日の朝食前後の民衆の生活を復元できる。

当時の生活習慣で注目される点は、0歳児はつぐらに入れていたこと、梁に船が吊ってあったこと、梁の上には長木を敷き渡し種子俵などを積み重ねて置いていることである。また、多くの家では、食後は労働をしていた。庭では稲こなし・籾拵え・籾白挽き、茶の間では糸取り、水屋では鍋洗いをしていた。

また、市に出て商売をするものもいた。三条の市にものを売りに行く村は新発田藩中之島組のうちの三条町に近い今井町新田と道金村(第1図)の農民で、中之島組でも三条町に近い村であった。売る品物は、里芋・摘菜と真蓑である。

年齢によって生活の違いがわかる。二〇歳以下の年齢の者は労働する者と労働しない者がいる。労働をしないで遊んでいる者は子どもと呼ばれていた。

また、階層によって生活の違いがわかる。十一月十二日(西暦十二月一日)の朝食後、炬燵を使っている家は名主と医者の家しかなかった。また、百姓の家長らは庭や市で労働をしているが、名主は書き物をしている。さらに、名主

の子は毎朝素読に通っていて、労働をしたり遊んだりしている他の家の子とは違っていた。

## 一一 地震被害と民家

一章では、一八二八年三条地震により被害を受けた新発田藩中之島組の地震直前の生活についてみてきた。しかし、史料1は、地震直前の生活だけではなく、地震が起こったとき、どこでどのように死亡したのかを明らかにできる史料である。死亡の原因、部屋名称、建築部材などさまざまなことがわかる。

即死者の多くは家屋が全壊して、建築部材の下敷きになってなくなっている。子どもの場合は壁が揺れ落ちてそのためになくなった場合もある。半壊でなくなった事例は子どもの場合しかない。老年の場合は、病気が原因で気絶してなくなった場合もあった。上から落ちて来た建築部材の下敷きにならなくても、子どもと老年は死亡する場合がある。

即死者は全体で四七人、年齢層別にみると、子ども一八人、青年八人、壮年一〇人、老年一人で、割合で見れば、子ども三八・三パーセント、青年一七パーセント、壮年二二・三パーセント、老年二三・四パーセントとなる。家族全体のうちの子どもの割合は二二パーセント、老年の割合は一五パーセントなので、子どもと老年の即死率が高い。

次に部屋名称、建築部材についてみてみよう。部屋名称・建築部材などの民家の研究は、普請帳の検討や聞き取りによるものであった。災害関係文書から民家を研究するという研究は佐伯安一氏によって行われている。しかし、佐伯氏は地震災害の史料は使用されていない。史料1のような地震による民家倒壊の報告史料(死亡報告書)によって、建築部材・部屋名称の研究を進めることができる。

先にみた史料1の1・2の史料からもう一度、建築部材・部屋名称を見てみよう。

史料1の1丸山興野の与右衛門の報告からは、部屋名称として茶の間があったことがわかる。史料1の2下関新田の間脇与六の報告からは、部屋名称として庭・茶の間、建築部材としてさしがあつたことがわかる。このようにして、史料1から部屋名称・建築部材を探し出し表にしたものが第1表である。史料1は四二例の報告があるが、41と42は同一人物の記事を書いているので第1表では一つにまとめている。

水屋は部屋の名前である。21には、今井野新田の彦一の娘やつが鍋を洗っている場所を水屋と呼んでいることがわかる。建築史研究では、聞き取りにより、ミジャ・ミンジャ・ミズヤという部屋の存在を明らかにしているが、年月日が明確な史料から鍋を洗う場所として水屋という部屋があつたことがわかる。41には調合の間という部屋呼称が見えるが、これは今町の医者の家である。医者の家は41のみである。

第1表から、一八二八年越後蒲原郡地域の民家は、庭・茶の間・寝間・水屋で構成されていたこと、建築部材としては、桁・庇・鴨居・さし・梁があつたことがわかる。

## おわりに

本稿では、一八二八年の三条地震の際に新発田藩中之島組のうちで、死亡者を出した家の藩への報告書(史料1)を見てきた。それによって地震前の民衆の生活や民家の部屋名称・建築部材などを明らかにしてきた。

この報告書からはこれだけではない様々なことがわかる。三条町の市にものを売りに出かけ、その地で死亡し、その遺骸を家族が村に運び帰ったという具体的な様子も記されている(32・36)。また、即死者を出した四二家のうち名主の家は二軒(40・41)だけであり、そのうち一軒はよその家で被害にあつたので、揺れ潰れた名主の家は柴野村の理左衛門の家だけであつた。中之嶋町名主与文治の家はどこも痛んだだけであつた<sup>11</sup>。名主の家が四二例中一

第1表 1828年三条地震新発田藩民家建築部材・部屋名称等一覧

番号	地域名	建築部材・部屋名称等	現行政地名	備考
1	丸山興野	爐端、茶之間壁、壁	見附市	
2	下関新田	庭、茶之間、さし、地形土	見附市	
3	下関新田	茶之間爐端、桁	見附市	
4	坂井村	茶之間、庭	見附市	
5	坂井村	庭、梁	見附市	
6	坂井村	庭、茶之間、壁	見附市	
7	坂井村	庭、茶之間梁	見附市	
8	坂井村	庭、茶之間爐端、台所梁	見附市	
9	三林村	間切壁	見附市	
10	中之島町	台所、庫裏、梁、破風	長岡市	寺院
11	三林村	寝間	見附市	
12	三林村	茶之間、野敷地之桁	見附市	
13	三林村	茶之間、さし	見附市	
14	安田興野	庭、茶ノ間、窓、壁、庭之さし	見附市	
15	安田興野	庭、茶之間、庇、鴨居	見附市	
16	安田興野	庭、茶ノ間	見附市	
17	安田興野	庭、茶之間、上家、庇、さし	見附市	
18	柴野村	寝間、茶ノ間、鴨居、壁	見附市	
19	今井野新田	庭、庭之隅ミ梁	三条市	
20	今井野新田	庇	三条市	
21	今井野新田	庭、水屋、下家柱	三条市	
22	今井野新田	台所、下家	三条市	
23	今井野新田	庭、庭之中仕切、梁	三条市	
24	今井野新田	梁	三条市	
25	上新田	庭、茶之間爐端、寝間、茶之間壁、天窓、壁、地之桁	見附市	
26	上新田	庭、茶ノ間爐端、梁	見附市	
27	上新田	庭、庭壁、茶ノ間壁、地之桁、庇	見附市	
28	上新田	庭、茶ノ間鴨居	見附市	
29	上新田	壁、茶之間梁	見附市	
30	上新田	庭、壁、柱	見附市	
31	今井新田	水屋、庭、窓、壁、茶ノ間梁	三条市	
32	三条町	軒下、庇、桁	三条市	三条町田巻や権右衛門家
33	今井新田	庭、茶之間、壁、外家之桁	三条市	
34	今井新田	物置水屋之窓、茶之間之さし	三条市	
35	今井新田	茶之間、庇、土台	三条市	
36	三条町	庇	三条市	本寺小路錠屋長左衛門宅
37	道金村	茶之間梁	三条市	
38	道金村	茶之間爐端、茶之間桁と柱	三条市	
39	丸山興野	梁、壁、茶之間隅ニ壁並さし地之桁、さし桁	見附市	
40	柴野村	寝間、茶之間、壁、煙出シ、梁	見附市	名主
41	今町	寝間、調合之間、茶の間、さし	見附市	医者

典拠) 新潟市立新津図書館小泉蒼軒文庫文書

注) 36 本寺小路は三条町

軒しか全壊しなかったのであるとしたら、他の民家と名主の家の作りは違うのではないかなどという研究課題が出てくる。

これからも確実な地震史料の検討を通じて、家屋倒壊率、地震前の民衆の生活、死亡原因、部屋呼称、建築部材をはじめとした様々なことを明らかにしていきたい。



付 史料 1

〔表紙〕  
文政度

地震変事御札答書 一

就御札乍恐以書付御答申上候

(1) 一、当十二日朝大地震ニ而銘々居宅及潰家、私共家内之内怪我死仕候始末有体可申上旨御札御座候、

此段丸山興野与右衛門御答申上候、私義家内六人ニ御座候処、当十二日朝一同爐端ニ相寄罷有候処、大地震ニ而居宅動潰レ、家内不残潰家之下ニ相成、私義漸透間々這出、夫々茶ノ間壁ヲ破り候処、母始一同壁等之下ニ相成居候ニ付、取除ケ助出、怪我不仕候得共、三才ニ相成候与八義は柱転候下ニ相成、惣身骨碎ケ即死仕候、不慮之災難ニ而与八義怪我死仕候段、残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(2) 一、此段下関新田間脇与六御答申上候、私義家内七人暮ニ御座候処、当十二日朝飯後、私并悴与五人郎、二男門四郎儀、庭ニ稻こなし仕居、妻并娘十四才ニ相成候女子りも儀は、茶ノ間ニ糸を取罷在、四才ニ相成候女子義は側ニ遊居候処、俄

之大地震ニ而、逃出候間も無之内、居宅動潰レ、家内一同潰家之下ニ相成候処、前手軒下少々見キ居候ニ付、一同追々這出候得共、りも不相見ニ付、夫々屋根をまくり相擣候処、さし之下ニ相成居候ニ付、地形土を堀透シ引出介抱仕候得共、最早息切れ罷有候、不慮之災難ニ而りも怪我死仕段、残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(3) 一、此段同村本家平七御答申上候、私家内七人ニ御座候処、当十二日朝飯給、私并九才ニ罷成候女子りせ義、茶之間爐端ニ罷在、悴夫婦、二男甚蔵義は稻こなし仕居、子供兩人は外ニ遊居候処、大地震ニ而私義りせを引連れ、表口迄驅出候処、忽居宅動潰、利勢義桁之下ニ相成、私義は漸這

出、其外悴夫婦、二男とも追々遁出候ニ付、夫  
分屋根ヲまくり桁を刎起、りせを引出候得共、  
最早息絶罷在、何共残念至極歎ケ敷奉存候、右  
之外御答可申上品無御座候

(4) 一、此段坂井村本家弥助病氣ニ而、悴勇吉御答申上

候、私義両親、弟、子供とも都合九人家内ニ御  
座候処、当十二日朝両親并子供四人義は茶之間  
ニ罷有、私夫婦、弟乙藏義は庭ニ稲こなし仕居  
候処、大地震ニ而忽チ居宅動潰し、家内一同潰  
家之下ニ相成候ニ付、鳴立候処、近所之もの驅  
付、家根ヲまくり呉候ニ付、庭ニ罷有候私夫婦、  
弟とも這出、夫分両親始子供三人助出候得共、  
十一才ニ相成候娘さん義不相見、被挟即死仕居  
候、不慮之災難ニ而さん義怪我死仕候段、何共  
残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座  
候

〔<sup>〔原紙〕</sup>相成候娘さん義相見へすニ付、所々相尋候処、  
扱ニ首を被挟即死〕

(5) 一、此段同村本家亡与右衛門妻さん御答申上候、私

家内五人ニ御座候処、当十二日朝私夫婦、娘も  
や義庭ニ稲こなし仕居、子供兩人義は外トニ遊  
居候処、俄之大地震ニ而逃出候間も無之内、居  
宅動潰、家内一同潰家之下ニ相成、夫義は梁ニ  
被敷、引出候儀も不相成ニ付、助呉候様鳴立候  
処、近所之もの驅付、屋根ヲまくり呉候ニ付這  
出、夫分梁を切除ク、介抱仕候得共、最早息絶  
罷有候、不慮之災難ニ而、夫義怪我死仕候段、  
何共残念至極歎ケ敷奉存候、右之外、可申上品  
無御座候

(6) 一、此段同村与惣兵衛御答申上候、私義家内八人ニ

御座候処、当十二日朝私并悴夫婦、娘兩人とも  
庭ニ稲こなし仕居、三才ニ相成候孫勇藏義も脇  
ニ遊居、妻并二男軍藏義ハ茶ノ間ニ罷在候処、  
俄之大地震ニ而居宅動潰、家内一同潰家之下ニ  
相成候ニ付、鳴立候処、近所之もの驅付、屋根  
ヲまくり呉候ニ付、追々這出候得共、孫勇藏義、  
壁之下ニ相成、即死仕居、何共残念至極歎ケ敷  
奉存候、右之外可申上品無御座候

(7) 一、此段坂井村百姓助七御答申上候、家内四人暮ニ

御座候処、当十二日朝飯給仕廻、私妻兩人義ハ庭ニ稲こなし仕居、子供兩人は外江遊ニ罷越居候処、大地震ニ而其促潰家下ニ相成、外江遁出候儀も出来兼、夫婦俱々鳴立居候処、近所之者罷

越、家根ヲ破り呉候ニ付、外江罷出見候処、二男藤五郎義外ニ罷在候得共、忤助太郎義は不相見候ニ付、尋見候処、外分(マコ)罷帰り居候と相見、茶之間梁下ニ被押付、即死仕居候ニ付、手

子ニ而勿除差出候儀ニ御座候、不慮之儀ニ而怪我死仕、何共其残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(8) 一、此段同村百姓平三郎御答申上候、私義五人家内

ニ御座候処、当十二日朝飯後、私夫婦、娘もと三人ニ而、庭ニ稲こなし仕居、母義ハ茶之間爐

端ニ罷在、二女とミ義は外江遊ニ罷出居候処、大地震ニ而忽動リ潰、四人共潰家下ニ相成候ニ付、鳴立居候処、近所之者罷越家根を破呉候ニ付、母、娘、妻俱々外江罷出候処、娘もと相見へ不

申候ニ付、夫今尋見候処、台所梁ニ被押付即死

仕居候ニ付、梁を切除差出候儀ニ御座候、不慮之儀ニ而娘義怪我死仕、何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(9) 一、此段三林村百姓仁太郎忤馬助御答申上候、家内

両親、私夫婦、小児七人、弟七人都合家内農業渡世ニ御座候処、当十二日朝飯給仕廻罷在候処、俄之地震ニ而半潰家ニ相成、右小兒遊ひ居候上江間切壁動落候処、其促息絶即死仕候、不慮之災難とハ乍申怪我死仕、何共残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(10) 一、此段同村百姓利右衛門御答申上候、私義七人家

内ニ御座候処、十九才ニ相成候娘りの義は、去暮今中之嶋町願勝寺ニ奉公ニ差置候処、当十二日朝飯給仕廻罷有候処、俄之大地震ニ而、居宅之儀潰家ニ相成候得共、怪我等も不仕候得共、願勝寺ニ差置候娘りの義、台所ニ食焚居候処、同寺之庫裏動潰、梁之下ニ相成即死仕候旨為知来候ニ付、不取敢親類、組合六、七人ニ而罷越見

請候処、其俣ニ相成居、寺之義ニ候得共、早速  
家根ヲ候義も不相成候ニ付、破風之明キ間分梯  
子ヲ懸、釣り揚ケ候而差出外、存念も無之儀ニ付、  
其俣引取候義ニ御座候、不慮之災難とハ乍申娘  
義怪我死仕候段、何共残念至極歎ケ敷奉存候、  
右之外可申上品無御座候

(11) 一、此段同村百姓太左衛門病氣ニ付、悴太久次御答

申上候、私家内祖母并両親、兄弟五人、私夫婦、  
娘耆人、都合拾壹人家内ニ御座候処、当十二日  
一同朝飯給仕廻、親太左衛門義は八十九才ニ相  
成候、祖母老病ニ而寝間ニ臥居候ニ付、側江罷越  
居、弟儀八義は外江遊ひニ罷出居候処、大地震  
ニ而逃出候間も無之内、暫時何レも潰家下ニ相  
成、外へ可出様無之、鳴立居候処、近所之者罷  
越、家根ヲ破リ呉候ニ付、先祖母儀父左衛門ヲ連  
立、外江罷出候下夕追々外へ罷出、何れも怪我  
等無之候得共、祖母義全体極老と申病氣ニ而臥  
居候得共、居宅動潰候砌、闇ニ而氣絶いたし候  
義と相見、無間も相果候義ニ御座候、不慮之義

ニ而死去仕、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右  
之外可申上品無御座候

(12) 一、此段同村百姓亡八郎治悴勘治御答申上候、両親、

祖母、子供兩人、都合七人家内ニ御座候処、当  
十二日一同朝飯給懸り、茶之間ニ罷在候処、大  
地震ニ而逃出候間も無之、何れも潰家之下ニ相  
成、外へ遁出候儀も出来兼、鳴立居候処、近所  
之者罷越候而、家根を破リ呉候ニ付、祖母始追々  
連立差出候得共、親八郎義は野敷地ノ桁下ニ相  
成、即死仕居候ニ付、桁取除差出候儀ニ御座候、  
前段之仕合ニ而可介出様無御座候、不慮之災難  
ニ而怪我死仕、何共残念至極歎ケ敷奉存候、右  
之外可申上品無御座候

(13) 一、此段同村百姓市内御答申上候、私家内八人ニ御

座候処、当十二日朝飯給仕廻、家内一同茶之間  
ニ罷在候処、俄之大地震ニ而素分古家之事故、  
外へ罷出候間も無之、即時ニ潰家ニ相成、私始  
悴与助、四男六四郎三人共、さし之下ニ被押付  
候得共、私、六四郎兩人義は、身体自由も相成

- (14) 一、此段安田興野与助御答申上候、私義七人家内ニ而農業渡世ニ御座候、然ル処当十二日朝、私夫婦、悴与市、娘りも、四人ニて庭ニ稲こなし仕居、子供兩人義は茶ノ間ニ罷在候処、俄之大地震ニ而居宅動潰れ、家内一同潰家之下ニ相成候処、私并悴、娘義は窓ノ漸這出、夫方壁義打破り、妻并子供を相持候処、妻義は庭之さしニ被挟即死仕居、子供兩人義は怪我も不仕罷有候得共、不慮之災難ニ而妻義怪我死仕候段、何共残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候
- (15) 一、此段同村源助御答申上候、私義六人家内ニ而農業渡世ニ御座候、然ル処当十二日朝、私并悴夫婦庭ニ稲こなし仕居、妻并子供兩人は茶之間ニ罷有候処、大地震ニて逃出候間も無之内、居宅動潰れ、家内一同潰家之下ニ相成候処、私并悴夫婦之もの義庇之下ニ倒れ候透間分追々這出、夫方茶之間屋根を破り妻并女子せかを助出し候得共、式才ニ相成候なか義、鴨居之下ニ相成相果居、何共不便之義と相歎キ罷在候義ニ御座候、右之外可申上品無御座候
- (16) 一、此段同村甚九郎病氣ニ而悴卯左衛門御答申上候、私家内八人農業渡世ニ御座候、然ル処当十二日朝飯後、私并娘のせ義は庭ニ粉臼を挽罷有、父始家内一同ハ茶ノ間ニ罷有候処、大地震ニ而忽チ居宅動潰、家内不残潰家之下ニ相成候ニ付、助呉候様鳴立候処、近所之もの驅付、屋根をまくり呉候ニ付、一同遁出候得共、当才之男子権蔵つくらニ入置候処江、上具落即死仕、何共不便之至、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候
- (17) 一、此段同村三次郎御答申上候、私義九人家内ニ而農業渡世ニ御座候、然ル処当十二日朝飯後、私

并男子四人は庭ニ稻こなし仕居、妻義は茶之間ニ手仕事仕居候、側ニ子供三人共罷在候処、大地震ニて逃出之間も無之内、居室及潰家、一同潰家之下ニ相成候処、上家と庇之離レ候所分私并男子四人とも這出、夫分茶之間屋根をまくり候処、子共<sup>⑧</sup>兩人義は無難ニ罷有候得共、妻并八才ニ相成候女子とや義、さしニ被袂居候ニ付、手子ニ而勿除ケ引出シ、介抱仕候得共、最早息絶罷有、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(18) 一、此段芝野村常右衛門御答申上候、私家内七人ニ御座候処、母義当夏中分病氣ニて寝間ニ打臥罷在、私始家内一同茶ノ間ニ罷在候処、俄之大地震ニ付、先ツ母ヲ引連レ一同驅出候内、急ニ動潰れ、家内不残潰家之下ニ相成、母始私共義も上具并鴨居、壁等ニ被敷、身体自由ニ不相成ニ付、助呉候様鳴立候処、近所之もの驅付、屋根をまくり、私并妻、子供を助呉候処、怪我も不仕、母義は上具之下ニ相成居候ニ付、取除ケ介抱仕

候得共、病氣之上極老ニ御座候得は、最早息絶、致方も無御座候、誠ニ残念至極、何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(19) 一、此段今并野新田弥助俸保之助御答申上候、私義兩親并妻子共七人家内ニ御座候、然ル処当十二日朝家内一同庭江罷出、初拵ニ取掛居候処、俄之大地震ニ而忽居宅動潰、家内不残潰家之下ニ相成候ニ付、狼唄罷在候内、窓明り有之ニ付、先父を引連、一同這出候得共、母并弟弥五郎共不相見ニ付、屋根を破り相搦候処、母并弟共ニ庭之隅ミ梁之下ニ相成居候ニ付、驚キ梁を刎起シ介抱仕候得共、首筋江強ク当り、最早息絶罷在、不慮之災難ニ而母并弟共怪我死仕候段、何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(20) 一、此段同村伴七御答申上候、私義五人家内ニ御座候処、当十二日朝一同藁仕事ニ取懸リ居候処、大地震ニ付、逃出候様声掛、家内一同表口江走出候内、居室動潰れ、二男伴四郎出後れニ相成候処、庇腰江突掛ケ打倒れ候ニ付、直ク様庇を

取除ケ介抱仕候得共、最早息切レ罷在、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(21) 一、此段同村彦市御答申上候、私義九人家内ニ御座候処、当十二日朝一同庭ニ粉臼挽ニ取懸罷在候処、大地震ニ付私始悴并家内者とも老母を引連れ表通り江走り出候内、忽居宅動潰れ、女子やつ義水屋ニ鍋を洗ひ罷在、出後ニ相成、下家柱下ニ相成、其俣即死仕、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(22) 一、此段同村森右衛門御答申上候、私義拾五人家内ニ御座候処、当十二日朝私義冬囲仕、表通りニ罷在候処、大地震ニ而家内一同小児を召連驅出候得共、女子のり台所ニ罷在、出後ニ相成居候内、居宅潰、下家之下ニ相成候ニ付、勿除ケ引出候得共、最早息切レ罷在、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(23) 一、此段同村弥五助御答申上候、私義八人家内ニ御座候処、当十二日朝一同庭江罷出粗搗ニ取懸リ

罷在候処、大地震ニ付、悴清吉義、私を引連前口江走り出、家内之もの共も追々驅出候内、居宅動潰れ、清吉妻、孫吉太郎引繼、庭之中仕切迄罷出候処、梁ニ船を釣置候下ニ被挟、兩人共即死仕、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(24) 一、此段同村七内御答申上候、私義五人家内ニ御座候処、当十二日朝藁仕事ニ取掛居候処、俄ニ大地震ニ而急キ老母并子供ヲ引連走り出候得共、女子そや義出後ニ相成候内、梁ノ上ニ長木敷渡、種子俵等積重ね置候分背中へ崩落、即死仕、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(25) 一、此段上新田忠六悴忠次郎御答申上候、私家内七人ニ御座候処、当十二日朝私并弟六平義、庭江罷出稲こなし仕居、両親とも儀は茶之間爐端ニ罷有、妻義は寢間ニ手仕事仕居、六才ニ相成候福藏義も妻側ニ罷在、其外子供ハ外トニ遊居候処、俄之大地震ニ而居宅動潰レ、家内不残潰家



(26) 一、此段同村市右衛門御答申上候、私義家内六人ニ御座候処、当十二日朝私并手支え候者四人庭ニ罷出稻こき仕居、母ハ茶ノ間爐端ニ罷在、男子市松義は外ニ遊居候処、俄ニ大地震ニ而忽居宅動潰シ、家内一同潰家之下ニ相成候ニ付、助呉候様鳴立候処、近所之者家根ヲ破リ助呉候ニ付、私共四人遁出、夫ハ母を相尋候処、炬端ニ梁之下ニ相成居候ニ付、一同驚、梁を切はなし候得共、最早息絶罷有候、不慮之災難ニて、母義怪我死仕候段、残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(27) 一、此段同村問兵衛御答申上候、私家内六人ニ御座候処、当十二日朝私并経父夫婦義は庭ニ稻こき仕居、母并妻儀は茶ノ間ニ手仕事仕居、男子喜与太義も側ニ遊居候処、俄ニ大地震ニ而居宅動潰れ、家内一同潰家之下ニ相成候処、私并経父夫婦義は庭壁之透間ニ漸々這出、夫ハ茶ノ間壁を破リ、母を相尋候処、母義は壁之下ニ相成候処江さし落、妻義は地之桁ニ被挟、喜与太義は庇之下ニ相成、三人共即死仕居、誠ニ以残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(28) 一、此段同村太市郎御答申上候、私家内九人ニ御座候処、当十二日朝私共一同庭ニ稻こなし仕居、両親義は茶之間ニ罷有、子供三人之者は外ニ遊居候処、忽居宅動潰れ、家内一同潰家之下ニ相成候ニ付、鳴立候処、近所之もの打寄、屋根ヲ破リ呉候ニ付這出、夫ハ母親を相搦候処、父ハ茶ノ間鴨居之下ニ相成、母ハ壁之下ニ相成候ニ付驚、鴨居、壁等取除、介抱仕候得共、父義は最早息切、母義は左迄之怪我也不仕罷在候、不



慮之災難ニ而父儀怪我死仕候段、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

- (29) 一、此段同村三左衛門御答申上候、私義家内五人ニ御座候処、当十二日朝大地震ニ而忽居宅動潰れ、私共末子すの義潰家之下ニ相成候処、私義は壁之透分這出怪我不仕候得共、すの義茶之間梁下ニ相成即死仕、妻并悴安藏義は外ニ罷在候ニ付、怪我も不仕候得共、すの義怪我死ニおよひ候段、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

- (30) 一、此段同村三兵衛御答申上候、私義五人家内ニ御座候処、当十二日朝家内一同庭ニ初白挽罷在候処、俄之大地震ニ而私義両親を引連レ驅出候処、居宅潰家ニおよひ、妻義壁之下ニ相成候上江柱押掛ケ、即死仕居候、不慮之災難ニ而妻怪我死仕候段残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

- (31) 一、此段今井新田間脇亡伝蔵妻さよ御答申上候、私家内五人ニ御座候処、当十二日ハ三条市日ニ付、

- (32) 一、此段同村間脇与五右衛門御答申上候、私義家内拾式人ニ御座候処、当十二日ハ三条町市日ニ付、弟勇吉、妹ミヤ義、里芋売ニ差遣シ、其外家内は宿ニ罷在候処、大地震ニ而忽居宅動り潰、孰れも潰家之下ニ相成候ニ付、壁、窓等(ツマ)等を押破り、銘々遁出候処、私義豁を痛メ、步行不相叶罷在候内、弟勇吉義、妹みや死骸を背負罷帰り申聞候は、三条町田巻や権右衛門と申者之軒下通り掛候処、俄之大地震ニて兩人とも庇之下ニ相成

候ニ付、勇吉義漸遁出、夫ハ屋根を刎除ケ候処、

ミヤ義桁ニ首を挟、即死仕候旨申聞、何共残念  
至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(33) 一、此段同村間脇太四郎御答申上候、私義家内九人

ニ御座候処、当十二日朝、三条町へ摘菜・真蕘  
を売可參と存、夫婦共庭江罷出、荷繕ひ仕居、  
其外一同ハ茶之間ニ罷在候処、大地震ニ而居宅  
動潰、家内一同潰家之下ニ相成候処、壁之透間  
分孰れも這出候得共、這出候得共、三男五兵衛  
不相見ニ付、所々相擣候処、外家之桁下ニ相成、  
即死仕居、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之  
外可申上品無御座候

(34) 一、此段同村名子長右衛門御答申上候、私義家内拾

五人ニ御座候処、当十二日朝一同茶ノ間ニ罷在  
候処、大地震ニ而居宅動潰れ、家内不残潰家之  
下ニ相成候ニ付、物置水屋之窓分孰れも家内不  
残遁出候得共、孫三次郎義不相見ニ付、所々相  
擣候処、茶之間之さしニ被挟相果居、何共残念  
至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(35) 一、此段同村関兵衛御答申上候、私義家内六人ニ御

座候処、当十二日朝、一同茶之間ニ罷在候処、  
大地震ニ付驚、孰れも驅出候得共、妻義当歳之  
女子を抱キ走り出候内、居宅潰れ、庇之下ニ相  
成り候ニ付、屋根ヲ刎除ケ引出候処、妻義は左  
迄之怪我も不仕候得共、女子義土台ニ強ク当り、  
其俣相果、何共残念至極奉存候、右之外可申上  
品無御座候

(36) 一、此段道金村間脇亡仁兵衛妻さよ御答申上候、私

家内八人ニ御座候処、当十二日三条町市日ニ付、  
私夫婦共、早朝摘菜・里いも等を背負、同所本  
寺小路錠屋長左衛門と申者宅前ニて荷を下シ候  
処、俄之大地震ニ而同居宅動潰、私夫婦共、  
庇之下ニ相成候ニ付、鳴立候処、近所ニ居合候  
もの、私ヲ引出シ呉候ニ付、夫仁兵衛上ニ相成居  
候屋根をまくり居候内、近所分之出火ニ而長左  
衛門潰家へ燃移候ニ付、真煤之内木品刎除候得  
共、最早一円燃上り、迎も可助出手段無御座候、  
狂ひ居候処、倅長之助義、私共を安事、驅付候

(38) 一、此段同村本家小次郎家内入源藏御答申上候、私

ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(37) 一、此段同村亡松右衛門悴幸次郎御答申上候、私義五人家内ニ御座候処、当十二日三条町市日ニ付、私并妻義は真蓑并里芋等背負、一、三丁程罷越候処、大地震ニ而章立戻候得は、最早動潰居、両親相見不申ニ付、屋根をまくり相尋候処、両親共茶之間梁之下ニ相成居、其内弟乙松義、日雇先分驅付候ニ付、俱々梁を切除ケ連出シ介抱仕候得共、最早息切罷在、誠ニ以残念至極、歎

ニ付、俱々死骸ヲ掘出シ候処、最早炭之如ク真黒ニ相成居候ニ付、從之悴ニ死骨を為負罷歸り候処、居宅不殘動潰、娘すか義も足ヲ痛罷有、頭并首筋其外過分ニ相痛メ、罷歸り候後ハ、一向正氣無御座、夏中同様ニ罷在候処、追々之療治ニ而此程漸、心能方ニ相成候得共、今以寢返りも自由不相成躰ニ御座候、不慮之災難ニ而夫義燒死仕候段、何共残念至極、歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(39) 一、此段丸山興野名主元三郎御答申上候、私義五人家内ニ御座候処、悴虎之助義は先達而親之村松御領分牛ケ首村方江内用有之、差遣シ候所、病氣ニ付此節余程于今里元ニ療治仕居候処、当十二日一同朝飯給罷有候処、俄之大地震ニ而逃出候間も無之内居宅動潰、家内不殘潰家之下ニ相成、私義は梁ニ被敷、身体自由不相成、其内悴虎之助、妻義壁之透間分漸這出、鳴立候処、近所之もの驅付、俱々屋根をまくり私を引出具候得共、母不相見ニ付驚、夫分所々相擣候処、

義六人家内ニ御座候処、当十二日朝、家内一同茶之間爐端ニ罷在候処、俄之大地震ニ而逃出候間も無之内、居宅動潰シ、熟れも潰家之下ニ相成候処、屋根之破レ候所より私并妻、子供三人共這出候得共、母不相見ニ付、所々相擣候処、茶之間桁と柱ニ被挟居ニ付、木品切除介抱仕候得共、最早息絶罷有候、不慮之災難ニ而母義怪我死仕候段残念至極、何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

茶之間隅ニ壁并さし地之桁等々下ニ相成候ニ付、木品勿除ケ抱キ出シ、氣付等相用介抱仕候得共、極老と申右体さし桁等ニ被押付候義ニ付、最早息絶罷有候、不慮之災難ニ而母義怪我死仕候段、何共残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(40) 一、此段芝野村名主理左衛門御答申上候、私義七人家内ニ御座候処、当十二日朝飯後、母義は部屋之巨燵ニ罷有、私義は寢間ニ書物仕居、妻義は手仕事仕居、悴理三太、娘とも義は茶之間ニ罷在候処、俄之大地震ニ而忽チ居宅動潰レ、家内一同潰家之下ニ相成候ニ付、助呉候様鳴立候処、小走辰藏走り付、壁を透シ呉候ニ付、私并妻とも這出候処、母并子供不相見ニ付、呼立相搦候処、悴理三太、娘三人ハ煙出シ追々這出候得共、母之声も不仕候ニ付、寢間之屋根をまくり而相尋候処、矢張巨燵ニ居ながら梁并上具落重り候下ニ相成居候ニ付、驚先ツ木品勿除ケ漸抱起シ、氣付葉等相用、程々介抱仕候得共、極老と

申背中へ梁落候儀ニ御座候得者、最早息絶罷在不慮之災難ニ而母義怪我死仕候段、残念至極、何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(41) 一、此段中之嶋町名主与文治御答申上候、私義六人家内ニ御座候処、三男雷藏義今町医者玄忠方江每朝素読ニ差遣候ニ付、当十二日も早朝罷越候処、俄之大地震ニ而、私居宅も所々相痛、近所并今町等過分之潰家ニ相成、玄忠居宅も潰家ニ相成候趣ニ付、不取敢家来并近所之もの等相頼差遣候処、茶之間唐紙外シ候上江さし落即死仕居候ニ付、直クニ引取申候、右ハ一体之變事ニ而、右之仕末ニおよひ候儀ニ御座候得は、玄忠江対シ聊遺念申分等無御座候、不慮之災難ニ而雷藏義怪我死仕候段、残念至極歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候

(42) 一、此段今町医者玄忠御答申上候、私義家内五人ニ御座候処、当十二日朝飯給仕廻、家内之者四人は寢間巨燵ニ罷有、私義ハ中之嶋町名主与文治

殿三男雷藏罷越候ニ付、調合之間ニ而素読仕居候処、俄之大地震ニ而兩人共茶之間迄罷出候内、雷藏へ唐紙外シ懸り候上江さし落、其外家内一同潰家下ニ相成、鳴立居候得共、近所之儀も一同之儀ニ而参呉候者も無之、其内与文治殿今人足五、六人為遣被呉、家根を破り候而、家内之者追々罷出候得共、雷藏義前段之体ニ而即死いたし居候ニ付、さしを取除差出、其佞被引取候義ニ御座候、尤私家内之者ハ怪我等無之候得共、不慮之災難とハ乍申、雷藏義怪我死仕候段、於私何共歎ケ敷奉存候、右之外可申上品無御座候右相違不申上候、以上

中之嶋組

丸山興野

与右衛門

文政十一子年十一月

下関新田

与六(印)

同村

平七(印)

坂井村

弥助

同村百姓亡与右衛門妻  
さん

同村

与三兵衛

坂井村

助七

同村

平三郎

三林村

仁太郎

同村

利右衛門

同村

太左衛門

同村八郎治俣

勘治

同村

市内

安田興野

与助

同村

源助

同村甚九郎伴  
卯左衛門

安田興野  
三次郎

芝野村  
常右衛門

今井野田助之  
新弥助伴  
保之助

同村  
伴七

同村  
彦市

同村  
森右衛門

同村  
弥五助

同村  
七内

上新田忠六伴  
忠次郎

同村  
六右衛門

上新田  
問兵衛

同村  
太市郎

同村  
三左衛門

同村  
三兵衛

今井新田亡伝藏妻  
きよ

同村  
与五右衛門

同村  
太四郎

同村  
長右衛門

同村  
関兵衛

道金村亡仁兵衛妻  
つよ

道金村  
幸次郎

同村小次郎家内人  
源藏

丸山興野名主  
元三郎

坂上仁太夫様

芝野村名主  
理左衛門

中之嶋町名主  
與文治

今町医者  
玄忠

前書一同御答申上候口上、私共義同席ニ而承知仕候処  
相違無御座候ニ付、奥書印形奉差上候、以上

中之嶋組庄屋代

真弓村

専左衛門

丸山興野名主

元三郎

同村組頭

團七

同村百姓惣代

弥吉

同村与右衛門親類

組合惣代兼

市右衛門

下関新田名主  
唯左衛門(印)

同村組頭  
市之丞(印)

下関新田組頭  
源兵衛(印)

同村百姓惣代  
市右衛門(印)

同村与六親類  
組合代兼

長吉(印)

同村平七親類  
組合代兼

助右衛門(印)

坂井村名主

弥八郎

同村組頭

四郎右衛門

右同断

甚兵衛

同村百姓惣代

助右衛門

同村弥助親類

組合代兼

勘兵衛

同村与右衛門親類  
組合惣代兼  
伊之助

坂井村与三兵衛親類  
組合惣代兼  
文七

同村助七親類  
組合代兼  
勘五郎

同村平三郎  
親類組合代兼  
津右衛門

三林村名主  
常治

同村組頭  
佐次右衛門

同村右同断  
茂右衛門

同村百姓惣代  
仙右衛門

同村仁太郎親類  
組合代兼  
多兵衛

同村利右衛門親類  
組合代兼  
甚九郎

同村太左衛門親類  
組合代兼  
藤吉

三林村百姓亡八郎次伴勘次  
親類組合代兼  
弥之助

同村市内親類組合代兼  
喜兵衛

安田興野名主  
勘之助

同村組頭  
伝右衛門

同村百姓惣代  
利兵衛

同村与助親類組合  
代兼  
増右衛門

同村源助親類組合  
代兼  
佐助

同村甚九郎伴卯左衛門  
親類組合代兼  
忠左衛門

同村三次郎親類  
組合代兼  
三吉



- 芝野村名主  
理左衛門
- 同村組頭  
惣左衛門
- 同村百姓惣代  
兵右衛門
- 同村常右衛門親類  
組合代兼  
惣左衛門
- 今井野新田名主  
三助
- 同  
彦十郎
- 同村組頭  
覚助
- 同村百姓惣代
- 同村保之助親類  
組合代兼
- 同村伴七親類  
組合代兼
- 同村彦市親類  
組合代兼
- 今井野新田弥五郎親類  
組合代兼
- 同村七内親類組合代兼
- 上新田名主  
幸治右衛門
- 同村同所組頭  
忠之助
- 同村百姓惣代  
弥次右衛門
- 同村忠六伴忠治郎親類  
組合惣代兼  
作右衛門
- 同村市右衛門親類組合  
代兼  
庄右衛門
- 同村問兵衛親類  
組合代兼  
半次郎
- 同村太市郎親類  
組合代兼  
佐兵衛
- 同村三左衛門親類  
組合代兼  
与治右衛門

上新田三兵衛親類  
組合代兼

佐六

（道金村  
今井新田名主

勝蔵

同村組頭

小源次

同村百姓惣代

六太郎

同村伝蔵親類  
組合代兼

留治郎

同村佐よ、幸次郎、源蔵親類  
組合代兼

惣蔵

同村与五右衛門親類  
組合代兼

新五郎

同村太四郎、関兵衛親類  
組合代兼

三六

同村長右衛門親類  
組合代兼

谷蔵

丸山興野名主

元三郎

芝野村名主

理左衛門

中之嶋町名主

與文治

今町当分支配

芝野村名主

理左衛門

同村与頭

惣左衛門

同村百姓惣代

兵右衛門

今町玄忠親類

組合代兼

八百八

注

(1) 史料(4)の貼紙は「相成候娘さん義不相見、被挟即死仕居候」の上に貼られている。

〔参考文献〕

- ・佐伯安一『合掌造り民家成立史考』桂書房、二〇〇九年
- ・宮澤智士『越後の民家 中越編 新潟県民家緊急調査報告Ⅱ』新潟県教育委員会、一九七九年
- ・宮澤智士『近世民家普請の研究』私家版、一九八一年ほか
- ・矢田俊文・卜部厚志「一八二八年三条地震による被害分布と震源域の再検討」『資料学研究』七号、二〇一〇年
- ・矢田俊文・卜部厚志「一八二八年三条地震における与板町の被害」『災害と資料』四号、二〇一〇年
- ・矢田俊文「中世・近世の地震災害と「生きていくこと」」『日本史研究』五九四号、二〇一二年
- ・矢田俊文「地震直前の民衆の生活——一八二八年越後三条地震の場合——」鶴崎裕雄先生喜寿記念会編『地域文化の歴史を往く——中世から近世へ——』二〇一二年刊行予定
- ・山口賢俊『新潟県の民家 山口賢俊著作集 第二卷』野島出版、一九九八年

【執筆者一覧】

矢田 俊文	新潟大学人文社会・教育科学系教授
芳井 研一	新潟大学人文社会・教育科学系教授
斎藤 信之	信州大学職員
佐藤 貴保	新潟大学研究推進機構超域学院准教授
山内 民博	新潟大学人文社会・教育科学系准教授
蓮田 隆志	新潟大学人文社会・教育科学系准教授

環東アジア研究叢書1

環東アジア地域における社会的結合と災害

---

2012年 3月30日

編 者——新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター

発行者——新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050

---

印刷・製本 新高速印刷株式会社  
Printed in Japan ISBN978-4-9906275-0-8